

文化芸術振興基本法と基本方針

1. 文化芸術振興基本法

平成 13 年 11 月、文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律の目的は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することです。

| | |
|---|--|
| <p>第一章 総則（第 1 条～第 6 条）</p> <p>目的（第 1 条） 心豊かな国民生活と活力ある社会の実現</p> <p>文化芸術振興の基本理念（第 2 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術家等の自主性尊重 ・ 芸術家等の創造性尊重 ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備 ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展 ・ 多様な文化芸術の保護及び発展 ・ 地域の特色ある文化芸術の発展 ・ 国際的な交流及び貢献の推進 ・ 広く国民の意見の反映 <p>国及び地方公共団体の責務（第 3・4 条）</p> <p>国民の関心及び理解（第 5 条）</p> <p>法制上の措置等（第 6 条）</p> | <p>第二章 基本方針（第 7 条）</p> <p>文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）</p> <p>第三章 基本的施策（第 8 条～第 35 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術の各分野の振興 ・ 地域における文化芸術の振興 ・ 国際文化交流の推進 ・ 人材の養成・確保 ・ 国語・日本語教育の充実 ・ 著作権等の保護・利用 ・ 国民の鑑賞等の機会の充実 ・ 学校教育における文化芸術活動の充実 ・ 文化施設の充実 ・ 情報通信技術の活用の推進 ・ 民間の支援活動の活性化 ・ 政策形成の民意の反映 <p style="text-align: right;">等</p> |
|---|--|

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

文化庁では、これまで、第 1 次基本方針（平成 14 年 12 月閣議決定）、第 2 次基本方針（平成 19 年 2 月閣議決定）、第 3 次基本方針（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）に基づき、文化芸術の振興に取り組んできました。

平成 26 年 3 月には、文化審議会に対して、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問がなされ、平成 27 年 4 月 16 日の文化審議会総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 4 次）について答申が行われ、同年 5 月 22 日には、同答申を踏まえた第 4 次基本方針（対象期間：平成 27 年度から平成 32 年度までおおむね 6 年間）が閣議決定されました。本基本方針は別添の冊子のとおりです。